

5-2 地域密着型サービスについて

1. 「みなし指定」及び事業所情報の移管について

- 改正介護保険法附則第10条第2項及び第3項の規定により、改正法施行日である平成18年4月1日に指定を受けている認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護（定員29人以下）及び指定介護老人福祉施設（定員29人以下）は、施行日にその所在地の市町村から（施行日前日に他市町村の被保険者が利用・入所している場合には、当該他市町村から）、それぞれ認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定を受けたものとみなすこととされている。
- また、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護についても政令で同様の措置をとることを検討している。
- この「みなし指定」に係る事業所の指定情報等については、漏れのないよう都道府県から市町村に移管していただきたい。

2. 指導監査について

- 地域密着型サービスの事業者・施設に対する指導監査についても、市町村が行うこととなっているため、従来都道府県が行ってきた指導監査の方法やその蓄積してきた情報を市町村に引き継ぐ必要がある。
- 具体的な指導監査の基準は、地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準省令等が固まった後にお示しすることとなるが、都道府県におかれては、市町村において指導監査が円滑に行われるよう市町村を集めた説明会を開催していただくようお願いしたい。

3. 地域密着型サービス事業者の指定事務等について

社会保障審議会介護給付費分科会で指定基準に関する審議が進んでいることは御承知のとおりであるが、指定事務に係る指定申請書(参考例)等について暫定的なものをお示しするよう準備を進めており、できるだけ早い段階で情報提供したい。

地域密着型サービスに関するQ&A

平成17年12月19日

(問1) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は事業者のみなし指定があるが、認知症対応型通所介護は新たに指定の申請を行う必要があるのか。

(答)

- 1 現在認知症高齢者専用の通所介護の報酬を算定している通所介護事業所については、政令において、認知症対応型通所介護の指定を受けたものとみなすことを検討しており、新たな指定の申請は不要とする予定である。
- 2 また、他市町村の被保険者が上記の通所介護を利用している場合の当該他市町村のみなし指定は、平成18年3月中に当該被保険者が利用した場合に当該被保険者に限って認める方向で検討している。

(問2) 事業所が所在する市町村以外の市町村によるのみなし指定の効力はどこまで有効なのか。

(答)

施行日の前日（認知症対応型通所介護の場合は平成18年3月中）において地域密着型サービスを利用していない他市町村の被保険者まで指定を受けたとみなされた事業所を利用することができる取扱いとなるのは、地域密着型サービスの趣旨からすると適当ではないと考えており、改正介護保険法第10条第2項及び第3項並びに政令の規定により、他市町村の長から地域密着型サービスの指定を受けたとみなされた事業者に係る当該指定については、施行日の前日（認知症対応型通所介護の場合は平成18年3月中）において当該地域密着型サービスを利用している他市町村の被保険者に限り、その効力を有することとする予定である。

(問3) 事業者指定を行うに当たって、他市町村から転入して利用することを一定程度制限することや指定を受けてから開業するまでの期間の制限を、条件として付することは可能か。

(答)

改正介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき、市町村長は事業者の指定を行うに当たって、事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができることされており、市町村が地域の実情に応じてお尋ねのような条件を付することは可能である。

(問4) 地域密着型サービス運営委員会の運営財源はどうなるのか。

(答)

地域密着型サービス運営委員会の運営に係る費用については、介護保険事業計画作成委員会と同様に一般財源で賄うことになる。

(問5) 平成18年4月1日にみなし指定された事業所が、市町村が定めた基準を満たしていない場合、指定取消等の対象となると考えてよいか。

(答)

- 1 地域密着型サービス事業者のみなし指定は、平成18年4月1日に事業所が所在する市町村の長(他市町村の長によるものを含む。以下同じ。)から指定を受けたものとみなされるものであり、当該市町村が定めた基準を満たしていないからといって直ちに指定の取消を行うことは適当ではないと考えられる。
- 2 市町村が独自に基準を定める際には、みなし指定を受けている事業者の状況を踏まえ、適切な経過措置を定めることが必要である。

(問6) 平成18年4月1日にみなし指定された事業所の指定の更新時期は、同日から6年なのか、当初指定を受けた日から6年なのか。

(答)

- 1 平成18年4月1日に地域密着型サービスの指定を受けたとみなされた事業者についての施行日後の最初の更新については、政令において、当初の指定を受けた日から6年とする予定である。
- 2 また、平成13年4月1日以前に指定を受けた事業者については、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、当初指定を受けた日に相当する日（当初指定を受けた日が平成12年10月1日の場合は平成18年10月1日）から1年とする予定である。

(問7) 同一事業所が認知症対応型通所介護と通所介護の指定をそれぞれ受けることは可能か。また、小規模多機能型居宅介護と通所介護ではどうか。可能な場合、都道府県と市町村それぞれに指定の申請を行う必要があるのか。

(答)

- 1 同一事業所が認知症対応型通所介護と通所介護の指定を受けることは、それぞれの人員等の基準を満たしていれば可能であり、この場合は、都道府県と市町村それぞれに指定の申請を行う必要がある。
- 2 小規模多機能型居宅介護は「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供するという従来にない新しいサービス類型であり、通所介護とではサービス内容が異なることから、同一事業所が小規模多機能型居宅介護と通所介護の指定をそれぞれ受けることは、想定していない。

(問8) 平成18年4月1日にみなし指定された事業所について、市町村は当該事業所の情報を有していないが、再度事業者から必要書類を提出させることは可能か。

(答)

平成18年4月1日に地域密着型サービスの指定を受けたものとみなされた事業者に関する情報については、指定事務が都道府県から市町村に移管されたことを踏まえ、基本的には市町村は都道府県から必要書類等の引き継ぎを受けると考えている。

(問9) 市町村の実情に応じて、地域密着型サービスの指定を平成18年4月1日以降に行ってよいか。

(答)

平成18年4月1日からサービスを開始できるよう指定事務を進められる事業所については、そのようにすることが望ましいが、地域密着型サービスは小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護など新しいサービスであることから、来年指定基準が示されて以降、その指定基準を満たすことができる事業所かどうか、ある程度慎重な検討が必要不可欠と考えており、指定が18年4月1日以降となっても差し支えない。

(問10) 現在、指定事業所番号を付番されている事業者が新たに地域密着型サービス事業者として指定を受ける場合は、新たな番号を付番することになるが、現在の番号はどうなるのか。

(答)

既に指定事業所番号を付番されている者は、当該事業所番号に係る指定を辞退しない限り、地域密着型サービス事業者としての新たな指定に係る番号と既に付番されている指定事業所番号を有することとなる。

(問11) 認知症対応型共同生活介護サービス事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業所及び認知症対応型通所介護サービス事業所は、平成18年4月1日以降は地域密着型サービス事業所としてみなし指定されるが、事業所番号は他の地域密着型サービス事業所と同様に新たに付番をするのか。

(答)

- 1 みなし指定となる認知症対応型共同生活介護サービス事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業所及び認知症対応型通所介護サービス事業所については、市町村の事務の省力化の観点から、現行の事業所番号をそのまま使用するものとする。(4月1日以降新たに指定となる地域密着型サービス事業所の事業所番号の付番方法については、9月26日の全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料を参照)
- 2 また、上記事業所のうち、認知症対応型共同生活介護サービス事業所及び認知症対応型通所介護サービス事業所については、地域密着型介護予防サービス事業所として同時にみなし指定となるが、当該事業所の番号も従来のとおりとするものとする。